

## 教育相談の20年と今後の課題

教育相談室

**【要旨】** 本県の教育相談は、主として教職員を対象に面接を行うことで、学校内における問題解決システムにスーパーヴィジョン・システムを組み入れ、不登校をはじめとする子どもの心理的な諸問題の解決を図ってきた。本稿では本県における教育相談事業の20年間を振り返るとともに、今後の課題について考察する。

**【キーワード】** 教育相談、スーパーヴィジョン、和歌山方式、不登校

### 1 はじめに

近年、児童生徒の心理的な諸問題が依然として深刻な状況にあるといえる。平成15年5月、文部科学省は「不登校への対応の在り方について（通知）」において、教育の果たす役割が大きいことに着目し、学校や教育委員会・関係者等がより充実した指導や家庭への働きかけ等を行うことで、取り組みの改善を図る必要のあることを指摘している。教育センター等における教育相談事業に寄せられる期待もいっそう大きくなっているといえる。

本県の教育相談事業は、昭和59年度より今日まで、児童生徒一人ひとりの心を大切にし、来談教育相談を中心に内容や手法を工夫しながら実施し、より充実した体制づくりを目指してきた。

本年度、教育センター学びの丘の開設にともない、教育相談室を拠点に紀南相談課と4地方の教育相談ルームによって相談事業を展開する体制となり、これまでの歩みを顧みる節目を迎えた。

本稿では、「和歌山方式」と称される教育相談システムを中心に展開されてきた主な教育相談事業を取り上げ、これまでの歩みを振り返るとともに、今後の本県における教育相談の方向性について考えてみたい。

### 2 教育相談事業について

#### (1) 教育相談事業の経緯

本県の教育相談事業は、教育相談主事が教職員を対象に面接することにより、学校の教育相談活動を支援するという独自のシステムでスタートした。当初は、来談と巡回相談を併用して展開した。

昭和61年度からは、多くの教職員に対して研修の機会が設けられるように、カウンセリングワークショップ等の研修講座を企画した。

平成10年度には、各地方に教育相談主事が配置され、来談教育相談が県内8地方で実施されるようになり、教育相談事業は全県的に定着していった。

平成12年度には、教育相談主事が要請に応じて、学校での現職教育や事例検討会等に出向く「教育相談主事等派遣事業」を、15年度から県立学校の教育相談体制の活性化を目的とした「県立学校心の教育創造支援事業」をそれぞれ実施することとなった。

さらに、平成16年度より特別支援教育の推進とも呼応する形で、発達障害等特別な教育的ニーズを有する子どもについての教育相談（特別支援教育相談）を開始した。それにもない、従来実施してきた「来談教育相談」を「心の教育相談」と改称した。

このように、本県の教育相談事業は、教育相談（電話相談を含む）、研修講座、教育相談主事等派遣事業の3つの柱を中心として発展し、現在に至っている。

## （2）「和歌山方式」について

本県の教育相談は、図1に示したように、保護者や児童生徒のカウンセリングも必要に応じて行うが、中心は教職員を対象としたスーパーヴィジョン面接（以下「S V面接」とする。）注1である。

不登校や非行等対応の難しい問題が発生すると、学校が教育相談を申し込み、担当者（教職員）が来談する。担当者は、教育相談で話し合われた内容をもとに、子どもとの心理支援的なかかわりを一定期間持ち、その記録をもって再度来談する。担当は担任一人のことであれば、副担任や養護教諭等他の教職員とチームを組む場合もある。いずれにしても、学校全体がプロジェクトチームをつくり、それを教育相談主事がサポートする。このようななかかわりと来談を問題が解決するまで継続し、ときには担当者の交替を経ながら数年間継続する場合もある。

教職員は、S V面接で自分の取り組みや思いを自由に語ることで、自分ひとりでは気づかない問題の背景や見立てを得るとともに、かかわりへのエネルギーを高めることができる。このような経験が教職員自身の成長につながる場合は、相談の対象以外の児童生徒の理解も深まる。また、学校が組織をあげて取り組むときには、教育相談への理解や児童生徒理解が深まることになる。また、教育相談主事にとっては、教職員から話を聞くことで、学校の状況や問題解決システムが明らかになりやすいため、より実践的なかかわりの創造が可能となる。

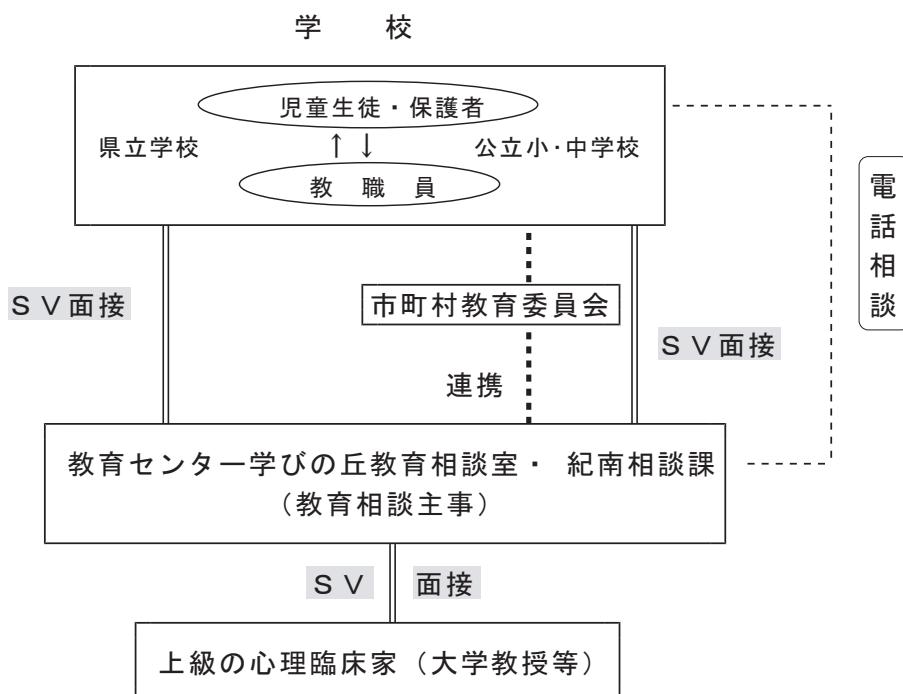


図1 「和歌山方式」による教育相談システム（平成17年度）

一方、教職員のSV面接を行う教育相談主事は、上級の心理臨床家のSV面接を定期的に受ける。このSV面接によって、①不安が少なくなり、②取り組みに対する見立てや気づきが得られ、③自分勝手な思いこみのチェックができる、④自分自身の課題が明確になり、技量の向上が得られる。こうした教育相談のシステムを「和歌山方式（学校カウンセリングのシステムティック・アプローチ）」と称している。

「和歌山方式」を中心とした本県の教育相談事業は、「①教育相談事例に対する量的な対応力を高めた。②学校のシステムと教職員の資質を生かした学校カウンセリングの創造を可能にした。③教育そのものの活性化に貢献した。※1」と考えている。

### 3 来談教育相談

#### （1）心の教育相談

心の教育相談は、心理的不適応を呈している児童生徒についての相談を中心に行う。心理的不適応とは、現実生活に適応できないくらい心的エネルギーが枯渇している状態や、現実や実生活に心が適応できていない時に、その症状として現れてくる本人や周囲が困っている問題のことである。それは、不登校や非行などの行動として現れたり、頭痛や発熱といった身体的症状として表現されることが多い。また、最近では、授業中立ち歩く児童や、注意されたり、嫌なことがあったりすると何時間も泣いて授業に入れないといった集団不適応の状態もある。

心の教育相談では、主にその様な児童生徒にかかる教職員の相談を受けるが、希望により、保護者や本人の面接等も実施することがある。

教職員との面接では、話を聴きながら本人への具体的なかかわり方について検討したり、家族への支援の方法を考えたりする。保護者面接においても、同様に子どもへのかかわり方について話し合うが、保護者自身の内面を聴き取ることをまず第一に考えている。また、本人が来談するときは、一緒に遊んだり話を聴いたりと、子どもを中心のかかわりとなる。

具体的なかかわりには、十分な児童生徒理解が必要となる。当然、来談する教職員や保護者からの情報は欠かせないものとなるが、子どもの心理的不適応の「意味」と一緒に考えることも大切なこととなる。これにより、周囲の子どもも理解が深まり、子どもは自分を理解しようとする人に支えられることで、心のエネルギーを回復させ、現実生活に適応できる力を培っていく。

相談内容の70%近くは不登校に関するものである。これにより、不登校に関する相談先として、当センターの心の教育相談が学校に定着していることがうかがえる。しかしながら、不登校以外の相談は比較的少ないので現状である。非行やいじめなど他の現象についても心の問題が絡んでいるため心の教育相談は有効といえる。これらのことを見学校に理解してもらうことが今後の課題となっている。

子どもをめぐる環境は、複雑化、深刻化の一途をたどっている。学校だけではなく、保護者や地域社会、あるいは医療機関等他機関との連携が必要な場合もあり、そのコーディネートも含めて、本県の心の教育相談の役割はさらに大きくなると考える。

#### （2）特別支援教育相談

特別支援教育相談は、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、子どもに対し支援を行う、あるいは、支援の方法を教職員や保護者とともに考えていくものである。

子どもが生活の中で、あるいは学習する上で感じている困難を軽減し、成功体験

(うまくできる経験、分かる経験)を積むことのできる支援を行っている。子どもが自信を持って前向きに生活していくとともに、自立や社会参加に向か、必要に応じ周りからの支援を得ながら、問題を自分で解決する力を育てていくことを目指している。

また、直面している問題の解決を図る対症療法的アプローチに留まらず、子どもにかかわる人が、子どもへの理解をより深め、かかわり方や支援の在り方を主体的に考えていくことのできるような相談を行っていきたいと考えている。

特別支援教育では、支援のための校内システムの整備や個別の教育的ニーズに基づく指導の在り方等が喫緊の課題となっている。特別支援教育相談においてもSV面接による教育相談は、こうした学校のニーズに応じた支援ができる有効なシステムであるといえる。

#### 4 電話相談

電話相談は教育相談事業開始とともに設置され、いじめ問題への対応も兼ね、県内の小・中・県立学校の全児童生徒にカード（図2）やリーフレット（図3）を配布し、広報してきた。相談者のほとんどが保護者からであるが、児童生徒自身からの相談もあり、緊急に対応することもある。



図2 カード

図3 リーフレット

当センターでは、教育相談主事が交代制で電話相談を受けている。電話相談には、①教育全般における問い合わせや確認といった明確に返答できるもの、②自殺予告等緊急に対応が必要なもの、③摂食障害、強迫的行為・行動、うつ状態といったような病理性の高いものまで幅広いものがある。したがって、必要に応じて学校と連携を図りながら対応したり、保護者や本人、教職員が直接来談し、継続しての相談へ移行したり、他機関へ紹介したりといったことが円滑に行われる必要がある。その点、教育相談主事は学校と教育行政の両者とつながっているため、相談者の多様なニーズに十分対応できる体制となっている。電話相談もまた、他の相談と同様に深刻化・複雑化・多様化しており、緊急性の高い内容が増加傾向にある。それには、受け手の即座に的確に判断する高度な力量が必要とされ、教育相談主事はより専門的な知識の習得・技術の向上を図っていくことが求められている。

#### 5 教育相談主事等派遣事業

平成12年度から教育相談主事等派遣事業（以下「派遣事業」とする。）が始まった。

相談室に教職員等が来談することに加え派遣事業により学校等に出向くというスタイルを兼ね備えたことで教育相談の推進に以下のような効果をもたらしている。

- ア 講演、講義を行うことにより心理的諸問題をかかえる児童生徒の心の理解と、その対応について啓発したり「子育て支援」の一役を担ったりすることができている。
- イ 教育相談部会などの事例研究会に出席し、指導・助言することで、ケースの分析やカウンセリング理論等の専門的な視点を学校に直接示すことが可能となった。
- ウ 相談室に直接来室する機会のなかった教職員にも教育相談のノウハウを伝えることができた。
- エ 講演会や事例研究会の後に、「来談教育相談に行くほどの深刻なケースではないけれど、少し気になる子どもの話を聞いてほしい」と教職員から申し出があり、個別相談を行うことで、不登校などの予防につながったことも有効であった。また、個別相談を行った後に引き続き来談教育相談を希望する教職員もあり、教育相談の広報にもつながった。
- オ 最近では、LD, ADHD, 高機能自閉症、アスペルガー症候群等の状態を示す児童生徒（特に小学校低学年）に対して「どのように支援すればよいのか」という相談が増えている。実際に教室での授業中の様子や遊びを通しての人間関係などを観察してから担任や保護者との個別相談を行うことも（学校現場からの希望として）多くなってきている。また、そのような場合に担任、保護者だけでなく、学校全体での情報交換を行う契機となり、校内支援体制を築く基となった。特別支援教育に関する相談の増加により、平成16年度から特別支援教育相談の担当職員が配置されることにもつながり、本県の教育相談システムに障害・発達の視点を加えることとなった。
- カ 兄弟で不登校などの症状を呈した場合に小学校と中学校が連携して対応したケース、養育環境が恵まれない場合には複数の専門機関が連携して対応したケースもあった。関係機関の連携をしやすくしたり、その連携を維持したりするために教育相談主事が現場に出向き、地域のコーディネーターとしての役割を果たしたこともあった。

表1 教育相談主事一人当たりの  
派遣回数

	派遣回数 (回)	一人当たり の派遣回数
12年度	239	10.9
13年度	152	7.6
14年度	161	8.5
15年度	182	10.7
16年度	176	11.7

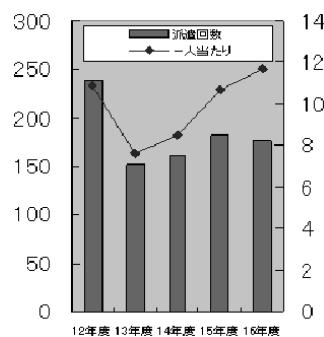


図4 派遣回数

学校現場から（表1、図4で示すように）毎年度150回以上の要請を受け、様々なニーズに対して、「適切な応え」を示しながら、点から線へ、線から面へと連携強化を図

ってきた。

平成15年度からは県立学校を対象に「心の教育創造支援事業」も開始した。教育相談主事が学校現場に出向くことにより、教職員だけでなく生徒自身も直接カウンセリング等にふれる機会を設けた。この事業の成果から、生徒による心のケア活動の必要性が高まり、平成17年度に「高校生ボランティアワークショップ事業」を開催することとなった。学校と連携しながら、生徒にピア・カウンセリング<sup>注2</sup>の理論・技術を直に伝えるこの取り組みは、本県の教育相談の新しい可能性を広げていくと考えられる。

心の悩み・症状を解決・改善につとめる相談事業に加えて、「ストレスを受けた際に児童生徒自身がどう問題解決に取り組めばよいのか」、「深刻な段階に落ち込まないようにするにはどのように支援を求めるべきか」、また「日常生活の中でよりよい人間関係を築くにはどのようなことに注意すればいいのか」など、予防的な支援・開発的なプログラムを学校に提供していくよう研究開発に力を入れるとともに、さまざまな事業と協働しながら教育センター学びの丘として特色のある支援体制構築に向けて派遣事業を発展させたいと考えている。

## 6 地方教育相談推進研修会

地方教育相談推進研修会（以下「推進研修会」とする。）は、教育相談を担当する教職員とともに学び合い、技能向上の機会を設けるため、平成5年度から現在に至るまでほぼ毎月1回開催してきた。開催当初は、これまで教育相談の研修を積み、専門的な技能を培ってきた教職員のうち、県内8地方の核として教育相談を担当している教職員を対象にして実施した。

推進研修会では、各担当教員が応じている相談のうち、困難を感じているケースについての記録を持ち寄り、それをもとに教育研修センターの教育相談主事からスーパーヴィジョンを受ける。また、個々に意見を出し合って事例検討を行う。それを継続的に実施することで、ケースへの理解、見立てと見通しが得られるとともに、次回以降の面接における心構えや覚悟、新たな意欲といったものが喚起される。そこでまた、それぞれの学校に戻って、相談に訪れる教職員に安定した態度で対応し続けられるのである。つまり、推進研修会は、担当教員一人ひとりの感受性を磨き、技能や専門性を高める場であると同時に、担当者自身の精神安定を図る場であったといえる。それは、本県の教育相談システムを推進していくためにも必須の研修会であった。

その後、平成10年度には各地方教育事務所に教育相談主事が配置され、管轄内の小中学校の相談に応じるという新しい教育相談体制が整った。新体制のもと、推進研修会は引き続きケーススーパーヴィジョンを中心に実施された。ただ、教育をめぐるさまざまな状況から、他機関、他職務と連携する必要性が高まり、研修内容もそれに対応できるものをと考え、例えば、生徒指導と教育相談について各担当者が協議できる機会を作った。一般的に、不登校は教育相談、非行は生徒指導というように、それぞれ相反するものととらえられがちなところがある。しかし、不登校であっても、非行等の問題行動であっても、さらには高校中退というような問題に対してでも、それぞれの立場からの考え方や対応法があり、それらを交換しあい討論することで、お互いに理解を深めあうことができた。また、スクールカウンセラーと、教師でありながら一步離れたところから学校を支援する立場の教育相談主事が同席しての協議からは、さまざまな視点から学校や児童生徒の状況・状態を捉えることができた。学校の教職員とともに児童生徒によりよい支援をしていくために、それぞれの立場でできることなどを考えていくことができた。さらには、精神科医との連携である。自傷行為や摂食障害等、年々医学的な知見の必

要性が増すほど、児童生徒の心理的課題は深刻化している。それに対応するために、精神科医を要請し、講義やスーパーヴィジョンを通して、医学的見地や視点を学べるような機会を設けた。また、精神科医に教育相談の現状を伝える話し合いも重ねた。そうした結果、必要に応じて来談者を医療機関につなげられたことや、精神科医からも紹介可能な教育機関としての位置づけもされ、医療と教育の連携を図ることができた。

本年度、機構改革で地方教育事務所が廃止された。これを契機に、推進研修会の内容を見直し、新たなメンバーを加えることにした。県内7市（平成17年4月現在）の小中学校から「教育相談推進員」として選出された教職員7名である。この推進員と教育相談主事がともに学び合いながら、教育相談に関するより専門的な知識・技能や実践力を身につけることを目標として、研修会を実施している。

以上のように本研修会は、改革を加えながらさまざまな成果を生み出してきた。本年度新たなスタイルで開始したところであるため、今年度の研修会の成果と課題を考え併せたうえで、将来の教育相談事業を見据えた研修会を実施していく必要がある。

## 7 研修講座

研修講座は昭和62年度よりスタートし、名称や目的を変えながら現在に至っている。以下、3期に分けて振り返ってみる（表2）。

### 第1期

昭和61年度から6泊8日（前期・後期各3泊4日）のカウンセリングワークショップを実施した。このワークショップは、小グループの演習を中心に行い、各グループへの進行役と助言者を、外部のプロカウンセラーと教育相談主事が務め、全体のスーパーヴァイズを本県のスーパーヴァイザーである上級の心理臨床家がするというものであった。

これは、和歌山方式そのものを研修に応用したもので、当時教職員を対象とした研修としては他府県には例を見ないものであった。

初回ワークショップに参加した者の中から、複数年連続して参加する者や、各地方で中心となってカウンセリング研究会を発足し、学習を続ける者が出ていたなどした。

このように、教育相談が研修講座と教職員による自主的な活動とむすびつき、広がり始めた時期であった。

### 第2期

県下での教育相談の広がりを受けて、平成3年度からは、学校カウンセリング指導者養成講座を実施した。この講座は、学校現場で教育相談活動の中核となる人材の育成を目的として、さらに研修を深めるために、年間10日間（3泊4日と1日研修を6日間）の日程で実施された。また、初級者向けのワークショップも引き続き実施し、教育相談の裾野を広げる研修を展開した。その成果として、表2に記述しているように、校内で中心的に教育相談を推進する教職員が育つとともに、さらに研鑽を積むために、長期研修員を希望する教職員が増加した。

平成10年度には、各地方教育事務所に教育相談主事が配置されることになり、地域に密着した教育相談事業が展開される体制となった。

### 第3期

青少年をめぐる衝撃的で心痛む事件が多発する中、心の教育の充実が求められる

ようになった。そこで、当センターとしても、問題への対応や予防といった面だけでなく、さらに根本的な教育上の認識と方法を斬新な発想の基に練り上げていくような講座が必要と考え、平成10年度にこれまでの講座を一新し、「教育臨床心理学実践講座」とした。一流の心理臨床家たちを講師に迎え、「臨床」の視点と方法を学ぶことによって、新たに学校教育をとらえ直そうと考えたのである。3泊4日を含めた10日間の講座では、新規採用者から管理職までの教職員や教育相談主事が一同に会した。立場や校種、職務の異なる者同士がどのような役割を担い、どのような関係を結ぶことが、より効果的な心の援助方法になるのかを体験を通して学び合うものであった。このことが、学校内の教育相談体制の活性化につながった。

以上のように、講座名や対象は変わっても実践的に学ぶ研修という姿勢は一貫している。

表2 研修講座の推移と成果・影響

	第1期 (昭和61年度～ 平成2年度)	第2期 (平成3年度～ 平成9年度)	第3期 (平成10年度～ 平成16年度)
講座名	カウンセリングワークシヨップ	学校カウンセリング指導者養成講座	教育臨床心理学実践講座
目的	基礎演習・啓発	指導者養成	心の教育体制づくり
対象	小中県立学校教職員	小中県立学校教職員	小中県立学校教職員 (管理職の研修として1泊2日の日程を設けた)
日程	前期・後期各3泊4日	10日（3泊4日を含む）	10日（3泊4日を含む）
形式	ワークショップ	ワークショップ・講義	ワークショップ・講義
成果	県下全域に教育相談の啓発を行うことができた	同僚に対するコンサルテーションのできる教員が育った	心の教育を具体的に推進できる学校が増加した
影響	各地方に自主研究会が発足した	各地方に教育相談主事が配置された（平成10年度より）	学校内の教育相談体制が推進された

## 8まとめ

これまで述べてきた通り、20年余り続いている本県の教育相談事業は、主に教職員を対象に、①教育相談、②研修講座、③教育相談主事等派遣の三つを柱としてきた。

以下、これまでの教育相談事業の成果について、主として教職員の変容という視点に基づいて考察するとともに、今後の取り組みの方向性について提起する。

## (1) 成果

### ①自己成長の促進

教育相談を継続して受けた経験のある教職員の共通点は、「心理的不適応児童生徒にかかわることで、教職員自身に、悩み・不安・葛藤・ジレンマが生じ、その解消・克服・軽減が教職員としての成長の鍵となり、なおかつ力量を高めた※2」ことである。つまり、教職員自身が人間としての自己成長を促進できたことであった。また、自らが「悩み」を解消・克服・軽減する経験を経ることで、児童生徒の心理的諸問題に対して、より深い理解や、柔軟な対応が可能となった。実際、こうした教職員の中から多くの「教師カウンセラー※3」が誕生し活躍している。

### ②実践力の強化

年々、多様化・深刻化する児童生徒の心理的諸問題に対応するために、講義（理論の学習）と演習（事例研究、感受性訓練、聴き方訓練等）を織り交ぜた研修講座を開講し、教職員の実践力を養成してきた。また、教職員を対象としたSV面接を実施することで、事例に対する見立てを示しながら具体的な対応法等について指導助言を行ってきた。さらに、学校からの要請に応えて教育相談主事を派遣することにより、各学校の実態や児童生徒個々の問題に応じた対応も行うことができたと考える。このような実践の結果、教職員個々の対応だけでなく、学校組織を挙げての多角的なかかわりも活性化するところとなった。

### ③個に応じた教育の創造

学習指導では、一般に教師は複数の児童生徒を一つの集団として捉え、教え育てるなどをめざす。それに対して、カウンセリング的なかかわりでは、教師カウンセラーは心理的不適応を呈する児童生徒に対して、そのケースに固有な対応を創造しながら個別にかかわることになる。基本的に前者は教師主導型であるのに対して、後者は児童生徒主導型のかかわりといえる。このように比較すると、両者は一見対比的な関係にあるようにも思われる。

一方、教師カウンセラーが、教育相談を受けながら、心理的不適応を呈する児童生徒の心をわかろうとする体験は、他の児童生徒の心をも個別に深くわかろうとする姿勢につながる。また、児童生徒は「理解してもらえた」と感じられると、自信と安心感を得、主体的に伸びようとする意欲を持つことになる。

このように考えると、不適応状態にあるひとりの児童生徒の心を理解し、大切にしようと努めることは、すべての児童生徒を個別に理解しようとすることにつながり、ひいては集団を育していくことにもつながるといえる。カウンセリング的なかかわりとは、学習指導と対比的なものではなく、むしろ、学習指導を補佐するものとの見方ができることになる。つまり、教職員が心理的不適応の児童生徒にかかわるために教育相談を受けることは、個に応じた教育の創造を図る絶好の機会にもなると考える。

以上、三つの成果から児童生徒個々の発達・成長を支援する教職員の教育力の向上のみならず、学校全体の教育力を引き上げることにも寄与することができたといえる。

## (2) 方向性

### ①啓発的・予防的教育相談事業の充実

これまでの教育相談事業は、概ね、個人が集団に適応できることを目標とした個別のかかわりを基本として、一定の成果をあげてきた。ところが、非行やいじめ、不登校はもとより、様々な事件や事故等が日常的に起きていることから、どの子においても深刻な悩みや課題を抱えていることがうかがえる。このような状況は、ひとりの教職員がそれまでの知識や経験だけで対応するには困難な問題が生じていることを示している。

近年、このような状況にある児童生徒への対応と彼らにかかる教職員への支援として、従来の事業に加え、啓発的・予防的教育相談事業の充実が必要不可欠となってきた。例えば、教職員が、児童生徒のソーシャルスキルを高めるための技術を学ぶ研修講座や、要請訪問等での児童生徒向け研修（ワークショップ等）といった内容の開発・強化である。

### ②独自性のあるシステムの改良と整備

スクールカウンセラーが配置されたことにより、教職員だけでは対応困難なケースをスクールカウンセラーに委ねたり、児童相談所、病院等外部の専門機関等と協力して対応したりするケースも増加している。このような対応を考えると、教職員ができること、教職員でないとできないことについて吟味し、かかわりの方向性を見いだしていく必要があるといえる。

現在、教育相談室では、心理面から心の教育相談、障害・発達の面から特別支援教育相談という同時並行的なアプローチが可能であり、学校からの多様なニーズに臨機応変に応えられる体制を備えている。今後この利点を生かしたシステムの改良と整備を行い、さらなる多様なニーズに応えていく必要がある。

本県の教育相談事業は、内容や手法において若干変更しつつも、『児童生徒ひとりひとりを大切にする』ということにおいては一貫性を保ち、個に応じた対応を行ってきた。このことは、現在も変わらず、また将来においても変わることはない。

## <注釈>

注1 「スーパーヴィジョン」は、カウンセラーが基本的に先輩格のカウンセラーのもとで、カウンセリングの方法等について、指導やアドバイスを受けることをいう。

注2 対等な立場にある仲間同士の相互支援

注3 「教師カウンセラーとは、学校内において、児童・生徒の問題行動や障害、及び症状に対して治療・矯正・変容などをめざし、本人あるいはその保護者、そして関わりのある教師にカウンセリングや心理療法をおこなう教師（学校教育相談担当教諭、生徒指導担当教諭、養護教諭、一部の担任教諭）である。」林 民和・大日方重利「学校教育相談における教師カウンセラーの成長過程（第1報）－システィマティック・アプローチ（和歌山方式）において－」大阪教育大学実践学校教育研究第2号（1998）

## <引用文献>

※1 上野 晃「和歌山県の教育相談システムと不登校の発生率に関する一考察」平成10年度和歌山県教育研修センター研究紀要 pp74-86(1999)

※2 林民和・大日方重利「学校教育相談における教師カウンセラーの成長過程（第2報）－システムティック・アプローチ（和歌山方式）において－」大阪教育大学実践学校教育研究第3号（1999）

<参考文献>

- ・東山紘久・藪添隆一「システムティックアプローチによる学校カウンセリングの実際」創元社（1992）
- ・文部科学省「不登校への対応の在り方について」初等中等教育局長通知（2003）
- ・氏原 寛・小川捷之・東山紘久・村瀬孝雄・山中康裕 共編「心理臨床大辞典」培風館（1992）
- ・藪添隆一「和歌山方式（スーパーヴィジョン方式）教育相談の創造過程－創設期に考えたことなど－」平成9年度和歌山県教育研修センター研究紀要 pp83-91（1998）